

【件名】

インド軍の新採用計画に対するものとされる抗議活動に関する注意喚起

【本文】

- 本17日（金）、ハリヤナ州グルグラム市は、インド軍による新しい兵士採用計画に対するものとされる抗議活動の規制を目的として、4人以上の集会を禁ずる刑事訴訟法第144条が適用されるとの通達を発表しました。
- 同計画をめぐっては、現在複数の州において抗議活動が行われ、その一部が暴徒化しているとの報道もあります。
- 在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努め、不測の事態に巻き込まれないよう細心の注意を払ってください。また、思わぬ事態に巻き込まれる可能性があるため、多くの人が集まる場所が予想される場所、デモの現場やシュプレヒコールをあげる集団には近づかないよう注意してください。

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項

jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど

jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>